

2023.1.28

TCU支援会主催 遺贈特別セミナー

「遺贈によって感謝を後世につなぐ」

■現代日本におけるキリスト教葬儀の意義

大和昌平先生（本学教授 神学部長）

■キリスト教葬儀からの宣教の可能性

野田和裕先生（株式会社ライフワークス 代表取締役）

■思いを伝える遺贈と遺言書

長岡正先生（税理士 税理士法人シリウス長岡事務所代表社員）

遺贈というプレゼント

1. 遺贈とは

キリスト者としての生きた証し
天の御国を待ち望み未来へ託す
天に召されるその前に社会貢献
相続人以外にも遺したい愛の形

2. 寄付のひとつ

遺言による寄付（贈与）を「遺贈」という

※民法986～1003条をご参照

※寄付には生前の寄付（通常）、死因贈与（民法554条）、
相続財産からの寄付などがあります。

天に召されるその前に

信仰深いあなたには、いずれ神に召されて御国での平安な暮らしが待っています

しかし、天に召されるその前に

地上の信徒にもプレゼントをいただけませんか。世俗的な富にはやや縁遠い学生たちを顧みてほしいのです

そこで、天に召されるその前に

学生たちの学びを支えてください。あなたが熱心に伝えられたキリストの教えを、彼らが引き継いで広めて参ります